

避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母（祖父は平成30年に死亡。）とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円（別離前の平成23年6月までは2万円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、母については、原発事故により勤務先が他県に移転して単身赴任となったことに伴う家族間面会交通費につき平成23年7月から平成30年3月までの実費相当額が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成23年9月から平成24年12月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）が（平成23年12月までは月額3万円。残りの期間は月額2万円。）賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1，同X2，同X3，同X4，同X5及び同X6（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X4，同X1，同X6及び同X5（以下4名をあわせて「相続人ら」という。）は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成30年4月〇日に死亡し、相続人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 相続人らの知る限り、相続人らが、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、第2項の損害項目に対する和解金として、合計金581万8000円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）

について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年2月7日

（仲介委員 山田 正記）

申立人 X1

損害項目	内訳	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料	増額分	2,930,000	H23.3~H30.3
合計		2,930,000	

申立人 X2

損害項目	内訳	金額	期間等
避難費用	家族間面会費	1,448,000	H23.7~H30.3
合計		1,448,000	

申立人 X3

損害項目	内訳	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料	増額分	360,000	H23.9~H24.12
合計		360,000	

被相続人 亡A

損害項目	内訳	金額	期間等
日常生活阻害慰謝料	増額分	1,080,000	H23.3~H30.3
合計		1,080,000	

和解金額合計		5,818,000	
--------	--	-----------	--